

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 8 3 号～議案第 8 8 号)

令和 5 年第 4 回 (9 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和5年第4回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 83号参考資料	川口市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 84号参考資料	川口市保健衛生関係事務手数料条例及び川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第 85号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4
議案第 87号参考資料	川口市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第 88号参考資料	川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6

議案第 83号参考資料

川口市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年条例第37号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第 84号参考資料

川口市保健衛生関係事務手数料条例及び川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旅館業法に関する事務の手数料の額等） 第6条 旅館業法（以下この条において「法」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1) (略) (2) 法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 同 7,400円</p>	<p>（旅館業法に関する事務の手数料の額等） 第6条 旅館業法（以下この条において「法」という。）に基づき市長に許可等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1) (略) (2) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項 _____ の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 同 7,400円</p>

○ 川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに<u>第5条第1項第4号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、旅館業の施設の設置場所、衛生措置及び構造設備の基準等を定めるものとする。</u></p> <p>（施設の設置場所の基準）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（意見を求める者）</p> <p>第4条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（宿泊を拒むことのできる事由）</p> <p>第7条 <u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び第4項、第4条第2項並びに<u>第5条第3号</u>並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号の規定に基づき、旅館業の施設の設置場所、衛生措置及び構造設備の基準等を定めるものとする。</p> <p>（施設の設置場所の基準）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（意見を求める者）</p> <p>第4条 法第3条第4項（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（宿泊を拒むことのできる事由）</p> <p>第7条 <u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

議案第 85号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>主務大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>主務大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

議案第 87号参考資料

川口市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立学校設置条例（昭和39年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 中学校	別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 中学校																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>川口市立芝西中学校陽春分校</td> <td>川口市芝園町3番18号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		川口市立芝西中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>川口市立芝西中学校陽春分校</td> <td>川口市並木1丁目26番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		川口市立芝西中学校陽春分校	川口市並木1丁目26番1号	(略)	
名 称	位 置																
(略)																	
川口市立芝西中学校陽春分校	川口市芝園町3番18号																
(略)																	
名 称	位 置																
(略)																	
川口市立芝西中学校陽春分校	川口市並木1丁目26番1号																
(略)																	
4 （略）	4 （略）																

議案第 88号参考資料

川口市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(3) の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3) の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）（分離型急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納するための設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体には、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5) ～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(3) の2 <u>キュービクル式のものにあっては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3) の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）（分離型急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納するための設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u> _____の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) ～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に規定するものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあっては、その電槽を耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に規定するもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種	類	離隔距離(センチメートル)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種	類	離隔距離(センチメートル)

		入	力	上	方	側	方	前	方	後	方	備	考
(略)													
厨房設備	気体燃料 不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	100	15 注	15	15 注	注 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。				
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	100	15 注	15	15 注					
	不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	80	0	＝	0					
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	80	0	＝	0					
	固体燃料 不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き 器	＝	100	50	50	50					
			炭火焼き 器	＝	80	30	＝	30					
上記に分類されないもの		使用温度が80 0度以上のもの	＝	250	200	300	200						
		使用温度が30 0度以上800 度未満のもの	＝	150	100	200	100						
		使用温度が30 0度未満のもの	＝	100	50	100	50						
(略)													

		入	力	上	方	側	方	前	方	後	方	備	考
(略)													
厨房設備	気体燃料 不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	100	15 注	15	15 注	注 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。				
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	100	15 注	15	15 注					
	不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	80	0	＝	0					
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	80	0	＝	0					
	上記に分類されないもの		使用温度が80 0度以上のもの	＝	250	200	300	200					
			使用温度が30 0度以上800 度未満のもの	＝	150	100	200	100					
使用温度が30 0度未満のもの			＝	100	50	100	50						
(略)													

備考 (略)

備考 (略)